

適性診断業務認定申請

適性診断の実施体制

- 施設、診断用機器等の整備
- 経理的基礎を有すること
- 適性診断に類するものの実績
- 業務の実施規程の制定・遵守
- 適性診断テストの種類
 - 性格テスト 安全運転態度テスト 危機感受性テスト 処置判断テスト 重複作業反応テスト
 - 速度見越反応テスト 視覚機能テスト（動体視力 夜間視力(65才以上)）

カウンセラーの選任・要件（適性診断テストの評価を踏まえてカウンセラーが指導及び助言を実施）

- 第一種カウンセラー（特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断）
〔要件〕産業カウンセラー、交通心理士の有資格者で適性診断の実施者が実施する研修を修了した者
- 第二種カウンセラー（特定診断Ⅱ、特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断）
〔要件1〕主任交通心理士若しくは臨床心理士の有資格者で適性診断の実施者が実施する研修を修了した者
〔要件2〕第一種カウンセラーの要件を満たす者で特定診断Ⅰの指導及び助言について30事例以上の経験を有する者
- カウンセラーに対する年に1度の教育・訓練の実施

申請書の記載事項

- ・名称及び住所並びに代表者の氏名
- ・主たる事務所の名称及び所在地
- ・適性診断の種類
- ・適性診断テストの実施方法
- ・事務所ごとのカウンセラー名簿
- ・適性診断業務を行う職員
- ・適性診断の実施に関する計画
- ・その他告示で定める書類の添付（*）

*その他必要となる添付書類

- ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ・組織図等の体制を証する書類
- ・適性診断を実施するための診断機器、施設等を記載した書類
- ・決算報告書等十分な経理的基礎を有していることを証する書類
- ・適性診断テスト等の十分な実績を証する書類
- ・実施規程（*）
- ・適性診断の内容に関する書類
- ・カウンセラーの基準を満たしていることを証する書類

※実施規程の内容

- ・適性診断の種類
- ・事務所ごとのカウンセラー名簿
- ・受診の手続
- ・適性診断テストの実施方法
- ・適性診断の種類ごとの指導及び助言の実施方法
- ・適性診断の受診者の秘密の保持に関する事項
- ・認定の根拠となる法令、適性診断の受診に必要な事項及びこれらを一般に周知する方法
- ・事業年度ごとのカウンセラー教育・訓練計画
- ・適性診断の実施者としての遵守事項
- ・その他適性診断を適正かつ確実に実施するために必要な事項

○申請書類等の作成

申請書提出

○認定に係る審査

認定

○適性診断業務開始